

## 乙調査 用語の解説

### (1) 事業所

物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所を占めて、従業者と設備を有し継続的に行われているものをいう。

なお、事業内容等不詳の事業所とは、事業所として存在しているが、回答内容の不備等により事業内容等が不明の事業所をいう。

### (2) 活動状態別事業所

#### (ア) 存続事業所

前回調査<sup>※</sup>で調査された事業所のうち、当該年基礎調査で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

#### (イ) 新規把握事業所

当該年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

#### (ウ) 廃業事業所

前回調査で調査された事業所のうち、当該年基礎調査の調査日時点では存在しなかった事業所をいう。

※ 「前回調査」とは、令和元年基礎調査においては、平成26年基礎調査、令和4年基礎調査においては、令和3年経済センサス-活動調査、令和2年基礎調査、令和5年基礎調査及び令和6年基礎調査においては、前年基礎調査を指す。

### (3) 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。

常用雇用者は、期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

### (4) 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類により、日本標準産業分類（第14回改定）に基づき分類している。  
なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

### (5) 経営組織

#### (ア) 国

国の機関をいう。独立行政法人は含まない。

#### (イ) 地方公共団体

地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区等）をいう。地方独立行政法人は含まない。